



## 分権化と電子化をキーワードに11月3～4日 第4回学校事務集会 in 熊本

熊学労の万全の体制により100名近い参加者を熊本市水前寺共済会館に迎えてたいへん盛会に終えることができました。さて、集会は熊本県本部による来賓挨拶、新規加入の東学からの報告に続き、金野順一議長より集会の話題の核となる問題提起から本題に入り、「地域の豊かさ、活性化を目指す学校、そして学校事務の多様な道の選択」と題し、現状の分析と課題、そして今集会のキーワードとして「合併」「電子化」をあげました。

続いて、福岡県立大学の森山沾一教授による講演「教育の地方分権/学校事務への期待」が行われました。私たちが以前よりキーワードにしてきた「ネットワーク」についても、納豆型ネットワークという示唆を与えていただきました。納豆は大豆の一粒一粒異なる個性があり、それが納豆菌によって納豆となっている。同質的タテ型社会（傘の下社会）の新たな形の模索が必要で、新国家主義の台頭に対して再生共生ネットワーク型社会（光の輪の重なる社会）が必要。人間は違いがあると同時に同じであるからこそ豊かになれる（＝多文化共生の原理）と、納豆を例に広義のネットワーク（繋がり）を解説し、電子化にも掛けながら主催者側の今集会のキーワードに触れました。そして、「学校づくりと学校事務への期待」として、(1)学校を地域協同社会づくりの核として再生する必要、(2)学校事務職員としての労働のとらえなおしの必要、(3)校区を単位とした小さな自治拠点（校区教育コミュニティ）を創造する必要、(4)市場原理から協同原理を地域で創り出す必要（教育の公共性保障）と講演は進みました。最後に、豊かさとは何かと、(1)昨日までと違った自分が発見できる（Empowerment）、(2)人間関係・自然との関係が豊かになること（Self-esteem）、(3)楽じゃないけど楽しい活動は人間関係・自然との関係が豊かになる（物の豊かさ、心の豊かさから関係の豊かさへ/自然環境、人間同士の共生/）について考えようと、元気の出る講演を締めくくりました。

1日目の最後はシンポジウム「新しい学校事務の発見/多様な道の提案」が事務局の中村文夫特別幹事がコーディネーター役となり、藤田（山口県）さん、今村（熊本県）さん、山本（石川県）さんをパネリストとして、森山沾一教授を助言者として進みました。この折りに義務制学校事務職員への新たな試練が緊急に報告されました。階を移して「懇親会」で参加者の交流が行われ、爆笑単組紹介やアトラクションで大いに盛り上がりました。

2日目は、高校と義務制の分科会に分かれ、キーワードを中心に様々な課題について議論を深めました。分科会報告の後、主催者側より以下のようなまとめが行われました。日本全国、各地には様々な事情があり、その事情に応じた働き方があります。何も一律になることはありません。一律になるとしたら、学校事務職域働く私たちの仕事に対する姿勢でしょうか。様々な事情は自分の地域の問題になることが少なくなく、自治労学校事務協議会を中心とした活動は有益な情報交換の場となるでしょう。各地の様々は働き方がお互いの刺激として高めあうことが大切です。電子化については日常になりつつあります。各地に導入されるシ

システムはどこかの焼き直しシステムであることが多く、現場で使いやすいシステムにするためには私たち側からの提案が不可欠です。現場の働き方を支援するシステムでなければなりません。むしろ、詳しい人間よりも一般の人が声をあげていくことが大切です。氾濫する情報に溺れたり、単なる入力作業に翻弄されるのではなく、双方向に有益な道具となるよう見直していくことが必要です。

## 11・29自治労学校事務協議会中央行動へ参加を義務制学校事務職員への試練

### 1. 経済財政諮問会議（11月2日）

経済財政諮問会議11月2日で4人の委員連名の意見として、学校事務職員、栄養職員の必置規制の是正を事例として述べている。財務省の影をここに見るだけでなく、後述の地方分権改革推進会議との関連も考慮しなくてはならない。

学校教育法の規定を削除するのでなければ、（28条に小学校の配置規定、40条には中学校で28条準用、50条では高校での事務職員の配置を述べている）以下の2点が別々に検討される余地があるのだろうか。イ、定数法からはずす問題 ロ、義務教育費国庫負担制度からの除外の問題。そして、国庫負担・補助金の見直し時期全体のスケジュールや 本年度予算編成との関連を注視する必要がある。学校事務・栄養職員はそれぞれ約3万8千人、8千人がいる。合計で約4万6千人という規模である。この財源が一般財源化されると、地方自治体としては大きな出費となる。税財源の課題と連動しないと地方（都道府県）では受け取ることに、反発がある。

### 2. 地方分権改革推進会議 10/3 小委員会

地方分権改革推進会議10月3日小委員会で文部科学省が政令市の教職員給与を都道府県から政令市に移管することを検討すると述べた。任命権とのねじれを解消するために政令市が「自己負担とし、1/2を国庫負担の対象」とする。これは初めての発言である。

これに先立つ、9月20日地方分権改革推進会議第5回議事では、財務省が呼ばれてヒヤリングを行った。その席上、財務省は義務教育費国庫負担金についても見直すべきものとの意見を述べている。議事録によれば委員の質問に答えて「一番額が大きいのは義務教育の国庫負担金であるが、この中でも例えば栄養士をどうするか、- - そういう負担金であっても、事務事業を見直す中で当然見直されるものが出てくるということ」と述べている。

文部科学省が牽制するため「よりましな提案」をしたとも受け止められる。（国庫負担が維持されれば、文部科学省の省益は確保される。）政令市の教職員は8万6千人。1/2給与費負担で約4,114億円。これを12の政令市が新たに負担することは相当な困難が予想される。さらに、退職手当など丸抱えで地方自治体が負担する財源をどのように検討するのか。

### 3. 自治労学校事務協議会 11・29 中央行動

10月30日、政令市では担当者会議をおこない、教職員の給与負担について税財源抜きの移管には反対の論調で固まりつつある。国と地方、都道府県と市町村との役割分担の変化全体の中で、この問題がどのように推移するのか。文教予算の配分だけではなく、全体の役割分担の変化を考慮する必要がある。自治労学校事務協議会は地方転嫁を阻止し、地方分権にたった教育行政、学校事務の将来展望を見据えて11月29日中央行動を組織し、特に文部科学省に対しては2会議への対応を追求。財務省が改めて事務・栄養職員の義務教育費国庫負担制度からの除外を打ち出し始めたことへの批判。都道府県から政令市へ移管する場合は、意向が大きく作用すると思われる総務省への取り組みをおこなう。